

令和6年第6回定例会

1 日 時 令和6年4月10日（水）10時30分から10時45分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当課 課長
書記 4名

4 議 事
議 案

1 不在者投票を行うことができる施設の指定について

その他

1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	<p>ただ今から令和6年第6回定例会を開会いたします。</p> <p>お手元に、令和6年第5回定例会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。</p> <p>本日は、1件の議案を予定しております。</p> <p>それでは、議案第1号 不在者投票を行うことができる施設の指定について、事務局より説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>〈議案第1号について説明〉</p>
委 員 長	<p>説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。</p>
委 員	<p>特別養護老人ホームなどの場合は、介護保険の関係で住所を移さず施設に入る方もいるようですが、この施設の入所者の方の住所はどちらなのですか。</p>
事 務 局	<p>入所者の方の個人情報までは伺っていないため、住所を施設に移している場合と、移していない場合があると推測されます。</p>
委 員	<p>入所者の方の住所が個人情報の関係で分からないのならば、投票する権利の有無をどのように判断しているのですか。</p>
事 務 局	<p>入所者の住民票が所在する選挙区の選挙であれば、選挙人名簿に登載されるため、その方に投票する権利があることとなります。</p>
委 員	<p>施設の方が、あなたは投票できますよと促すのですか。</p>
事 務 局	<p>当該の選挙区の選挙人名簿に載っている方であれば、不在者投票ができると御案内いたします。それに伴って、本人が希望された場合は、不在者投票を実際にお手伝いすることとなります。</p>
委 員	<p>不在者投票と期日前投票の違いについてですが、不在者投票の場合は、投票日の当日にやるのですか。それとも期日前にやるのですか。</p>
事 務 局	<p>基本的には期日前の期間の中で不在者投票の手続きを行うため、選挙日当日ではございません。</p>
委 員	<p>候補者の情報は、どういう形で入所者に知らせるのですか。</p>
事 務 局	<p>期日前投票期間での不在者投票になるため、告示日に立候補された方の選挙公報など、候補者の情報は御提供できます。そういったものから御判断いただくこととなります。</p>

委員 それは施設の方が用意されるのですか。

事務局 居住される方向けの選挙公報は各世帯に配布されるため、御提供できると思われま。また、ホームページ等他の手段でも情報は御提供しているため、一般の有権者と同じような情報を御提供したうえでの御判断になると考えております。

委員 施設が所在する区以外の区で都議会議員選挙があった場合などは、選挙権のある入所者への紙ベースでの案内はないのですか。そういう場合は、候補者の情報をホームページで確認することになるのですか。

事務局 ホームページ等でも御確認いただけます。また、もし御希望があれば、そういった情報を取り寄せることもできると思われま。入居者の方の御要望に応じて必要な情報を提供できると考えております。

委員長 この施設の入所者は、この施設に住民票がない場合もあるということですが、それは法的には問題ないのですか。

事務局 法的には、実際に居住される場所を移した場合には住民票の登録を移すことが原則なので、移していただくのが法的には正しいということになります。

委員 こういった施設での過去の投票率は、一般の投票率と比較してどのくらいなのですか。

事務局 統計等の実績資料はありませんが、過去に一部検証した事例の中には、一般の投票率より10パーセント程度以上低いという話もあるようです。

委員 原則としてこの入所者は、施設に住所を移していることになるのですか。

事務局 こちらの施設に居を変更しているのであれば、当然住民票も移すのが法的には正しい形になります。ただ、短期間の入所をしたうえで最終的に居を移すかどうかを判断するなど、個人の事情もございま。その都度適切な手続きを行っていただくと考えております。

委員 入所者本人が公報等を取り寄せるのか、職員の方が配慮し取り寄せてくれるのか、どちらなのですか。

事務局 施設の指定においては、そのような対応まで規定していないため、入所されている方の求めに応じて、施設のサービスの中で対応していただくこととなります。

委員長 他に御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。
その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。

委員 なし

委員長 特にないようですので、以上をもちまして本日の委員会は閉会といたします。